

氷川町移住体験住宅の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、氷川町移住体験住宅(以下「移住体験住宅」という。)の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 氷川町(以下「町」という。)への移住を希望している者(以下「移住希望者」という。)に対し、一定期間、町での生活体験や地域住民等との交流活動ができる機会を提供することで、町への移住の促進を図るため、移住体験住宅を設置する。

(名称及び位置)

第3条 移住体験住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
椿住宅1号棟・2号棟	氷川町椿423番地2
ふくろう館	氷川町立神648番地4

(管理)

第4条 移住体験住宅の管理者は町長とする。ただし、適切な管理が確保できると認められる者に委託することができる。

(使用することができる者の資格)

第5条 移住体験住宅を使用することができる者は、移住希望者のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 将来的に町への移住を希望している者
- (2) 使用期間中、積極的に周辺の地域住民との交流をもてる者
- (3) 移住体験住宅の使用に関し、町が行う施策に協力する者
- (4) 旅行に伴う宿泊利用でない者
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又はそれらと密接に関係していない者

(使用の許可)

第6条 移住体験住宅を使用しようとする者(以下「使用希望者」という。)は、町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、前項の許可をする場合において、移住体験住宅の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第7条 町長は、使用希望者又はその同居人が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設、設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) その他移住体験住宅の管理運営に支障をきたすおそれがあると認めるとき。

(使用の期間)

第8条 移住体験住宅の使用期間は、1年以内とする。ただし、やむを得ない事情により町長が特に認める場合は、この限りではない。

2 使用期間は、連続する日により算定することとする。

(禁止事項)

第9条 第6条第1項の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、移住体験住宅において次の行為をしてはならない。

- (1) 移住体験住宅の全部又は一部を転貸、又は権利を譲渡すること。
- (2) 移住体験住宅内及び敷地内で動物を飼育すること。
- (3) 危険物、悪臭発生物及び非衛生物を持込むこと。
- (4) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為をすること。
- (5) 興行、展示会、その他これに類する催しを開催すること。
- (6) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
- (7) 近隣の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (8) 許可を得ていない者を同居させること。
- (9) その他移住体験住宅の使用にふさわしくない行為をすること。

(使用許可の取消し等)

第10条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は移住体験住宅の管理上特に必要があるときは、当該許可にかかわる使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。
- (3) 第11条に定める使用料を指定の日まで納付しないとき。
- (4) 使用の許可の条件又は町長の指示に従わないとき。
- (5) その他町長が公共の福祉のため、やむを得ない理由があると認めるとき。

2 前項の規定による措置によって使用者に損害が生じることがあっても、町は、その責

めを負わない。

(使用料)

第 11 条 移住体験住宅の使用料は、別表に掲げるとおりとする。

2 使用者は、使用を開始する日までにその月の使用料を前納し、以後毎月 25 日（月の途中で明渡した場合は明渡した日）までにその月分を納付しなければならない。ただし、やむを得ない事情により町長が特に認めた場合は、この限りでない。

(使用料の減免)

第 12 条 町長は、必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第 13 条 既納の使用料は、これを還付しない。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(使用者の費用負担義務)

第 14 条 使用期間が 1 月以上の場合、各号に掲げる費用については使用者の負担とする。

(1) 電気使用料

(2) ガス使用料

(3) 上下水道使用料

(4) テレビ等受信料

(5) 前各号に掲げるもののほか、使用者及び同居人の使用にかかる費用

(損害賠償)

第 15 条 故意又は過失により施設又は備品等を損傷し、又は滅失した者は、直ちに町長に報告し、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、町長はやむを得ない理由があると認めるときは、賠償すべき額を減額し、又は免除することができる。

(明渡し)

第 16 条 使用者は、使用期間が満了したとき、又は第 10 条第 1 項の規定により使用の条件の変更、使用の停止または許可の取消しの処分を受けたときは、直ちに移住体験住宅を明け渡さなければならない。

2 使用者は、前項の規定により移住体験住宅を明け渡そうとするときは、5 日前までに町長に届け出て、町長の指定する者の検査を受けなければならない。

3 使用者は、前項の規定により移住体験住宅の明渡しを行うときは、速やかに原状に回

復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。

- 4 使用者が前項の義務を履行しないときは、町長において原状に回復し、これに要した費用は、使用者の負担とする。

(立入検査)

第 17 条 町長は、移住体験住宅の管理上必要があるときは、あらかじめ使用者の承諾を得て移住体験住宅を検査し、又は使用者に対し適切な指示をすることができる。

(事故免責)

第 18 条 移住体験住宅が、通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、移住体験住宅の使用期間中に移住体験住宅内及び敷地内で発生した事故に対して、町長は責任を負わないものとする。

(過料)

第 19 条 詐欺その他不正な行為により使用料を免れた者は、その免れた金額の 5 倍に相当する額(当該 5 倍に相当する額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)以下の過料に処する。

(委任)

第 20 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

別表 (第 11 条関係)

利用期間	使用料 (1 棟あたり)	摘 要
1 月	30,000 円	1 月以上の使用期間に 1 月未満の端数がある場合は、端数に 1 日当たり 1,000 円を加算する。
7 日以内	8,400 円	使用期間が 8 日以上 1 月未満のときは、1 日当たり 1,200 円を加算する。